

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：桶川市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	78.5	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	99.3	%
全職員	55.9	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	98.1	%
本庁課長相当職	96.4	%
本庁課長補佐相当職	96.8	%
本庁係長相当職	90.5	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	105.9	%
31～35年	92.4	%
26～30年	93.2	%
21～25年	88.7	%
16～20年	90.1	%
11～15年	80.3	%
6～10年	79.3	%
1～5年	96.5	%

【説明欄】

・短時間勤務の職員については、勤務形態を基礎として職員数換算している。
(例：フルタイム勤務(週38.75時間)の1/2の勤務時間で勤務する短時間勤務職員については、職員数換算において1/2人と取り扱う。)
・短時間勤務である会計年度任用職員に占める女性の割合が91%となっているため、男女の給与の差異が大きくなっている。
・県からの派遣職員等については、派遣元等の勤続年数を通算している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。